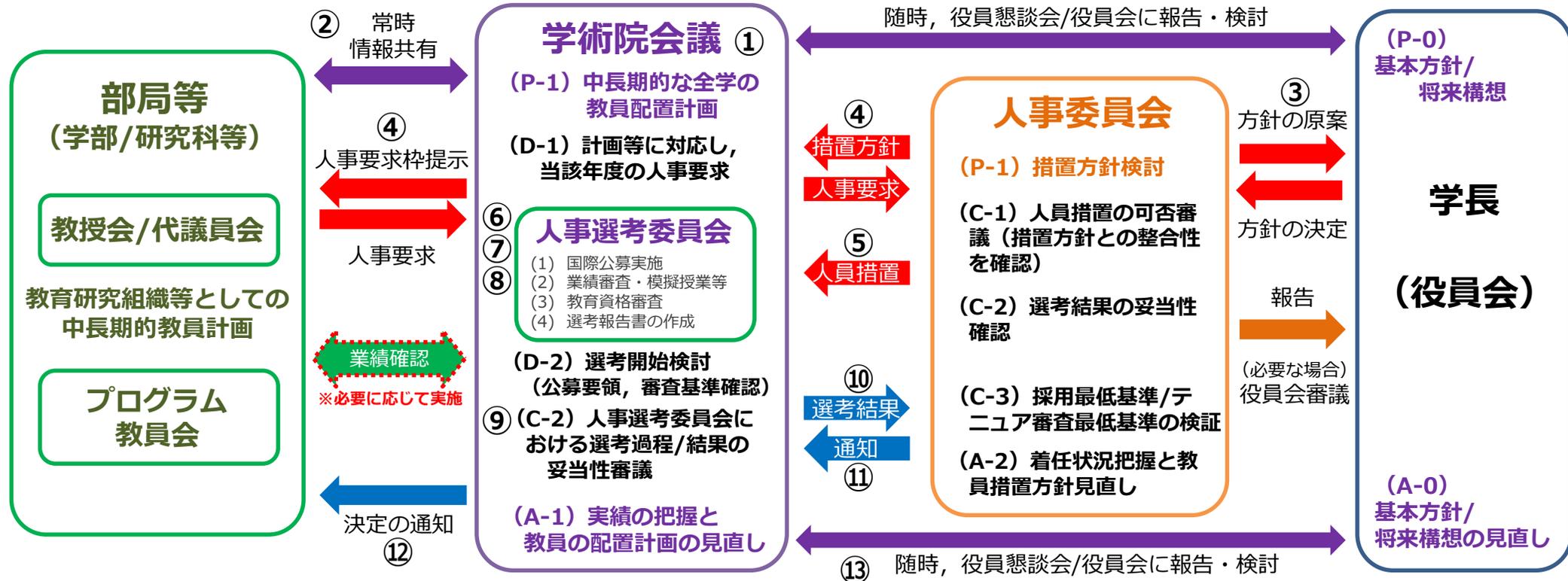


<概要> 新たな教育研究組織に対応した教員人事の全体像 (①新規採用)



「教員配置計画策定」(※常時) ①, ②, ⑬

- ① 学術院会議は、基礎的教育や学部入試作問の担当、専門教育の担当、研究の進展等を考慮し、中長期的な全学の教員配置計画(適正規模、人員配置構想)を立て、随時、役員会に報告する。
- ② 部局等で、当該組織における中長期的な将来構想等に基づく教員人事計画の検討を行い、学術院会議と常に情報共有を図る。
- ⑬ 学術院会議は、教員人事の実績把握と教員配置計画の見直しを行い、随時、役員会に報告する。

「人員措置」③~⑤

- ③ 人事委員会において、教員措置方針(人件費ポイントや若手・女性・外国人等の強化等)を検討し、役員会で決定する。
- ④ 学術院会議は、教員措置方針及び中長期的な教員配置計画に基づき、当該年度の領域毎の人事要求枠を決定し、部局等からの人事要求を受けて、当該年度の人事要求を人事委員会に行う。(人員措置申請、人事選考委員会構成案)
- ⑤ 人事委員会は、人員措置の可否を審議し、人員措置の可否の結果を学術院会議に通知する。(※人事委員会は、随時学長及び役員会に報告。必要に応じて役員会で審議。)(※疑義が生じた場合は、学術院会議と調整の上、役員会で審議。)

「学術院会議における人事選考」⑥~⑨

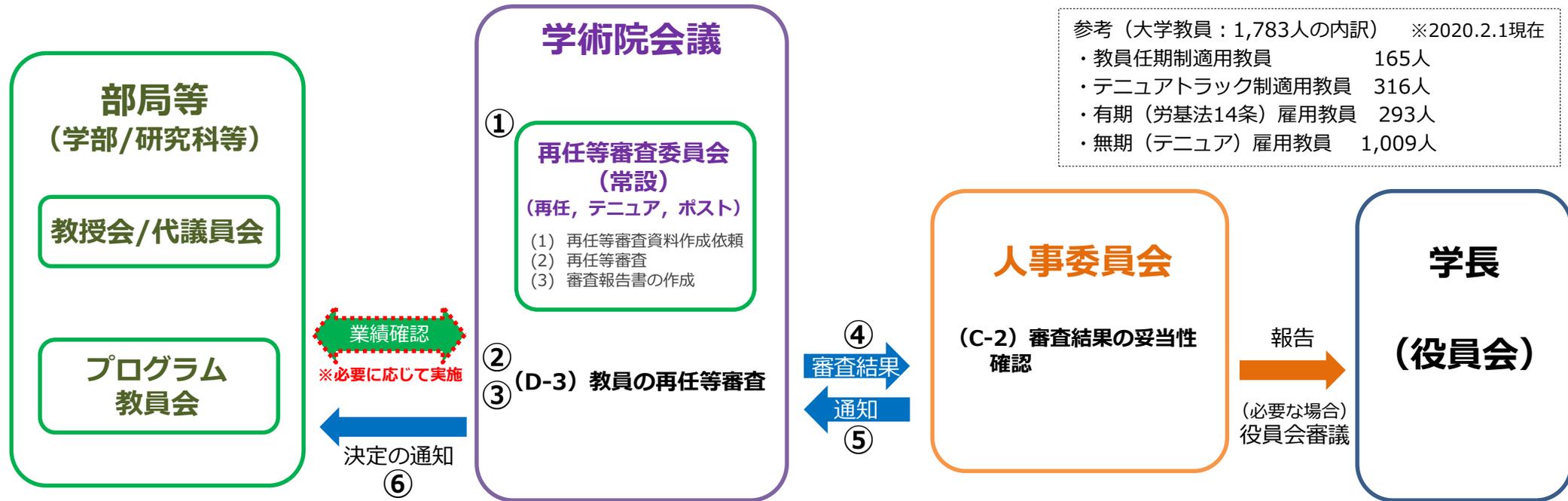
- ⑥ 学術院会議は、人員措置されたものについて、学術院会議の下に人事選考委員会を設置。
- ⑦ 人事選考委員会は、公募要領、テニュア審査基準等を検討(必要に応じて部局等と情報共有)し、学術院会議において承認されたものから、選考を開始する。
- ⑧ 人事選考委員会は、国際公募、候補者の業績審査・教育資格審査等を実施した上で、候補者の選考結果(メンター候補者の選考結果含む)を学術院会議に提出する。(※人事選考委員会は、必要に応じ、選考過程において、候補者の配属(担当)予定組織等から候補者の業績審査に関する意見を伺う。)
- ⑨ 学術院会議は、人事選考委員会における候補者の選考過程及び選考結果を審議する。

「候補者選考報告」⑩~⑫

- ⑩ 学術院会議は、候補者の選考過程及び選考結果を人事委員会に報告する。
- ⑪ 人事委員会は、選考結果の妥当性について確認を行い、候補者の適否の決定を学術院会議に通知する。(※人事委員会は、随時学長及び役員会に報告。必要に応じて役員会で審議。)(※疑義が生じた場合は、学術院会議と調整の上、役員会で審議。)
- ⑫ 学術院会議は、候補者の適否の決定を部局等に通知する。

※ 部局等：学部、研究科、附置研究所及び病院を除く部局等にあつては、当該部局等を支援する理事室。

<概要> 新たな教育研究組織に対応した教員人事の全体像 (②再任等審査)



参考 (大学教員: 1,783人の内訳) ※2020.2.1現在

- ・教員任期制適用教員 165人
- ・テニュアトラック制適用教員 316人
- ・有期 (労基法14条) 雇用教員 293人
- ・無期 (テニュア) 雇用教員 1,009人

「学術院会議における審査」①～③

- ① 学術院会議は、再任審査、テニュア審査、ポスト審査 (以下、「再任等審査」という。)に係る業績審査を行う再任等審査委員会 (常設) を学術院会議の下に設置する。
- ② 再任等審査委員会より、対象者に審査予定の通知、再任等審査資料の提出依頼等を行い、候補者の再任等審査を実施した上で、対象者の審査結果を学術院会議に提出する。
(※再任等審査委員会は、必要に応じ、審査過程において、対象者の配属組織等から候補者の業績審査に関する意見を伺う。)
- ③ 学術院会議は、再任等審査委員会からの審査結果に基づき、対象者の再任等審査を実施する。

「候補者選考報告」④～⑥

- ④ 学術院会議は、対象者の審査過程及び審査結果を人事委員会に報告する。
- ⑤ 人事委員会は、審査結果の妥当性の確認を行い、対象者の再任等審査の結果を学術院会議に通知する。
(※人事委員会は、随時学長及び役員会に報告。必要に応じて役員会で審議。)
(※疑義が生じた場合は、学術院会議と調整の上、役員会で審議。)
- ⑥ 学術院会議は、再任等審査の結果を対象者及び部局等に通知する。

○再任等審査委員会

- ・現在部局毎に設置している人事交流委員会を廃止し、学術院会議の下に再任等審査委員会 (常時設置) として設置する扱いに変更。そこで、再任審査、テニュア審査、ポスト審査 (以下「再任等審査」という。)に係る業績評価を実施する体制とする。
- ・委員任期1年、構成は6～7人 (常任委員4～5名、専門委員1～2名) とし、案件に応じて専門委員を交代可。 (常任委員は学術院会議で構成を審議、専門委員は委員長が調整)
- ・在籍者に係る審査のため、教員個人評価との連動を考慮し、再任等審査委員会の設置単位を調整。
(2020～2021年度は、部局等 (新研究科、病院、学内共同教育研究施設等) の単位)

○在職者に対する令和2年4月以降の再任等審査に向けた審査基準・手続き等の調整について

新たな教員人事の流れによる再任等審査を開始するにあたり、令和2年3月31日までに当該教員に提示された審査基準・手続き等 (以下、「旧基準等」という。) について、以下の通り調整し、再任等審査対象者への再説明を実施。

<基本的考え方>

- ・「人事交流委員会、テニュア審査委員会等」は、原則、「再任等審査委員会」と読み替える。
- ・「教授会」は、原則、「学術院会議」に読み替える。
- ・再編対象研究科における「講座、専攻」は、原則、新研究科の「プログラム」と読み替える。
- ・その他、再任等審査委員会は、教員に著しい不利益がでないよう旧基準等の主旨を踏まえ、再任等審査を実施するものとする。